

次期計画の策定要領の記載事項及び基本的な考え方

(1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- 国・地方公共団体においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要。
- 計画策定に当たっては、当事者である子どもや、子ども・子育て支援事業計画等との整合性が必要。
- 計画策定の際は、児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切に P D C A サイクルを運用することが必要。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- 令和 4 年改正児童福祉法においては、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県等の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらには「こどもの意見表明等支援事業」の創設等、子どもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を行うことが必要。

(3) 市の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関である市の「こども家庭センター」を通じて、支援が必要な家庭等が家庭支援事業など必要な支援メニューに切れ目なく繋がることで、虐待等に至る前に家庭維持に向けた予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては親子関係の再構築に向けた支援が効果的に行われることが必要。

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 支援を必要とする妊産婦等に対しては、支援の入り口から妊産婦等との関係性をつくりながら、ニーズに応じた多機能な支援を包括的に提供することが必要。

(5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- 予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立見込み数を踏まえて、代替養育を必要とする子ども数の見込みを時点修正することが必要。

(6) 一時保護改革に向けた取組

- 一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものであり、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とする必要があることから、令和 4 年改正

児童福祉法を踏まえて国において策定する一時保護施設の設備・運営基準を踏まえて、条例で基準を定めるとともに、必要な環境整備を行うことが必要。

(7) 代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組

- 代替養育されている子どもに対しては、児童相談所において、まずは家庭復帰に向けて最大限努力し、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討する、子どもの「パーマネンシー保障」の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要。

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

- 家庭復帰や親族・知人による養育、特別養子縁組を検討した上で、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、「家庭と同様の養育環境」である里親等への委託を検討することが必要。
- 令和4年改正児童福祉法により児童福祉施設として位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援が効果的に実施されるよう、その設置を促進することが必要。

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 家庭では困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県等の業務とされたことから、児童自立生活援助の年齢要件等の弾力化や社会的養護経験者等を支援する拠点の設置等、自立支援を推進していくことが必要。

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- 都道府県等は、児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- 児童相談所においては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士との配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上のほか、「こども家庭ソーシャルワーカー」資格の取得促進を図ることが必要。

(12) 障害児入所施設における支援

- 障害児の養育の特質にかんがみれば、障害児入所施設における支援は、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われることが必要。

(13) 留意事項

- 令和6年度末までに新たな計画の策定を行うことが必要。
- 計画の策定を待つことなく、令和5年度から、現行計画の達成見込・要因分析等や、市における「こども家庭センター」の整備に向けた支援、一貫した里親支援体制の構築に向けた里親支援センターの設置の検討など、可能なものから順次速やかに取組を進めることが必要。